

臨港道路 特殊車両通行許可申請

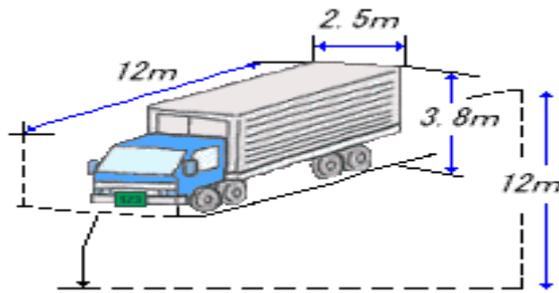
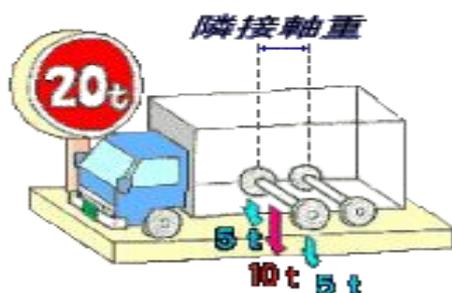
東京港管理事務所港湾道路管理課

移動式クレーンの臨港道路の通行には、厳しい通行条件があります。道路法に基づく（港湾局では、一部を除き、道路法に準拠して通行許可をしている）車両制限によって、一般制限値を超える移動式クレーンは、臨港道路通行に際して道路管理者（臨港道路は港湾施設のため、施設管理者）の許可を得て初めて通行することができます。道路法では、昭和27年に旧道路法の改正が行われ、新法第47条第1項で「道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ及び最高限度は、政令で定める。」とされましたが、東京都港湾管理条例（旧設備条例）でも道路法に準拠して車両制限令の根拠が設けられました。

特殊車両とは何か？

車両の構造が特殊な車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、下記に示す一般的制限値をどれか一つでも超える車両を特殊車両といいます。

制限値を一つでも超えた場合は、通行許可の申請が必要です。（東京都港湾管理条例第14条、道路法第47条 1項 車両制限令第3条）移動式クレーンは、20 t 以上の車両すべてが対象車両となり、特殊車両通行許可証がなければ道路を通行することができません。



幅	2.5m以下
総重量	20 t 以下
輪荷重	5 t 以下

軸重	10 t 以下
長さ	12m以下
高さ	3.8m以下
最小回転半径	12m以下

（一般的制限）

1、車両の構造が特殊

車両の構造が特殊で、一般的制限値のいずれかを超える車両。

トラッククレーン等の自走式建設機械、トレーラ連結車の特例5車種
（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用）

2、貨物が特殊

分割が不可能で、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、電車の本体、電柱等の貨物等。

個別的制限等

(1) 橋梁等における個別的制限〔道路法第47条 3項〕

一般的制限値以下の車両であっても、道路管理者が道路標識によって制限している箇所については、その道路標識に表示されている制限値を超える車両は、その箇所を通行してはなりません。

(2) 幅等の個別的制限〔道路法第47条4項、車両制限令第5条及び第6条〕

通行しようとする道路の幅の関係で、通行できる車両の幅が制限されます。
また、道路管理者が道路標識によって、舗装不完全道路や支持力が著しく低下した道路の重量制限をすることがあります。

(3) 車両制限令〔道路法—特殊車両通行許可制度〕

道路の構造の保全、又は、交通の危険を防止する事を目的として、道路を通行できる車両(通行時の状態)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を定めています。

この最高制限を超える車両は、道路を通行させないのが原則ですが、道路管理者が車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認める時は、通行経路、通行時間等について必要な条件を附して、通行を許可することができます。

(4) 道路交通法施行令〔道路交通法〕

道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る事を目的として、載積物の重量、長さ、幅又は高さの最高限度を定めており、車両の運転者は、この制限値を超えて車両を運転してはならないとされています。

ただし、貨物が分割できないもので、出発地の警察署長が、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めた時は、車両を運転することができます。

(5) 道路運送車両の保安基準〔道路運送車両法〕

車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であることを確保する事を目的として、車両の長さ、幅及び高さ(空車状態)、車両総重量(車両重量、最大載積量等の総和)、最大安定傾斜角度等の構造の基準を定めています。

上記の基準に適合しない車両は、臨港道路通行の用に供してはなりません。

ただし、東京港管理事務所長が東京港の物流の機能として臨港道路通行が必要不可欠であり、その構造、若しくは、その使用形態が特殊であることにより、保安上支障がないと認定した時は運行させることができます。

各法律における制限値の相違				
法 律	東京都港湾管理条例	車両制限令 (道路法)	道路交通法	道路運送車両法
所管官庁	東京都	建設省	警察庁	国土交通省
担当者	東京港管理事務所長	道路管理者	公安委員会警察署長	陸運局長
幅 (m)	積載状態で 2.5m 以下	積載状態で 2.5m 以下	貨物幅は車両の幅を超えないこと	貨物に関係なく車両の幅は 2.5m 以下
長さ (m)	積載状態で 12m 以下	積載状態で 12m 以下	車両の長さの 10% を超えたはみ出し禁止	車両の全長 12m 以下
高さ (m)	積載状態で 4.1m 以下	積載状態で 3.8m 以下	積載状況で 3.8m 以下	車両の高さ 3.8m 以下
総重量 (t)	詳細は許可基準を参照	総重量が道路、車軸、車長に応じて 20t ~ 25t	規定なし 車検証の記載値	総重量が軸重、車長に応じて 20 ~ 25t
軸重	詳細は許可基準を参照	10t 以下	規定なし	10t 以下
軸荷重	5t 以下	5t 以下	規定なし	5t 以下
最小回転半径	12m 以下	12m 以下	規定なし	12m 以下

(6) 罰則規定 (臨港道路)

- 1、 一般的制限を越える車両を、無許可又は条件違反で通行させた場合は、6ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金。
- 2、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

(7) 特殊車両通行許可申請 (臨港道路)

特殊車両通行許可申請は、臨港道路管理者 (施設管理者) である東京港管理事務所 で許可申請を行いますが、申請書作成、車両諸元に関する説明書、通行経路の調査、経路図の作成等が複雑で専門知識が必要であるため、一般的には特車許可申請を専門とする行政書士に申請を依頼する場合があります。申請書類が窓口で受理され、許可が下りるまでの流れは、次の通りです。(不許可となる場合もあります。)

1、申請の審査

申請を受け付けた臨港道路管理者は、特殊車両通行許可基準に照らし、港湾道路通行許可基準を使用して特殊な車両の通行の可否について審査します。許可又は不許可とされるまでのおよその処理期間は、その申請の内容が新規申請及

び変更申請の場合は3週間以内、更新申請の場合は2週間以内です。
 処理期間は、窓口の混雑状況によって、それ以上掛かる場合もあります。

2、許可証の交付

通行が許可された時には、臨港道路管理者から、通行条件と共に許可証が交付されます。電話で許可通知がありますので、申請した窓口へ出向いて受取ります。臨港道路管理者が特殊車両通行許基準に照らして通行の可否について審査した結果、申請された車両が通行できないと判断した場合は、不許可になります。不許可の場合は、目的地に行くための橋梁の設計上の強度が足りない等の理由を記した「不許可理由」を明示されます。

3、通行条件

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認める時には、通行に必要な条件を付けて許可します。この条件を通行条件といいます。

4、許可期間

- 1 旅客自動車運送事業の用に供する車両で、路線を定めている車両は1年
- 2 自動車運送事業用車両で路線を定めていない車両、第二種利用運送事業用車両、自動車運送事業用車両及び第二種利用運送事業用車両以外の車両で、通行経路が一定し、これらの経路を反復継続して通行する車両は1年以内
- 3 その他の車両は、必要日数（ただし、6ヶ月以内）

(8) 通行条件区分

区分 記号	条 件	解 説
A	徐行等の特別の条件を付さない。	特殊車輛通行許可の対象車両であるけれども、通常の走行をしてもよいという算定結果に基づくもので通行に当たっては、特殊車輛通行許可が必要。
B	徐行及び連行禁止を条件とする。	車体重量が重く、徐行しなければ道路の保全上、悪影響を与えとか、寸法が大きいので徐行しなければ危険防止の上から問題があるといった場合に付けられる条件。
C	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	前後に誘導車を配置。 特殊車両の重量が非常に重く、徐行及び連行禁止をした上で、前後に誘導車を配車する等、寸法が非常に大きく、交通の危険防止の上から付けられる条件。
D	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ、2車線内に他車が通行しない状態で、当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合は、その条件も付加する。	C 条件に加えて、他の車両が隣接の車線を併走することを禁止。車両が非常に重いことから、橋の同一径間における当該車線上のみならず、隣接車線までも他の交通を禁止し、徐行かつ連行せずに通行した場合のみ、橋の設計上通行が許可される車両。

(注) 連行禁止とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋や高架の道路等の同一径間を渡ることを禁止する措置をいう。

(9) 通行時間帯指定

通行時間帯が指定されるのは、交通量が多い状態で通行した場合、他の交通に与える影響が大きいと見られる車両です。通常、交通量は、夜間が昼間より少ないため、通行時間帯には夜間が指定されます。一般道路では、通常、午後9時から午前6時の範囲とされていますが、どのような指定が必要なのかは、他の交通に与える影響の度合いから判断されるため、これ以外の通行時間帯が指定される場合があります。したがって、道路や交通の状況から、この指定の基準によることが不相当と考えられる時は、別途、臨港道路管理者による時間帯の指定等が行われます。通行許可を受けた時は、特殊車両許可証を携帯することとなっています。

1、重量が重く、通行条件がD条件となる車両

幹線道路である一般国道のほとんどは、片側1車線、つまり、2方向2車線という状態ですので、このような道路をD条件となる車両が通行すると、隣の車線を通行させない状態になり、対向車線を他車が通行できません。当該区間を交通規制しながらしかも誘導車を従えて徐行するため、他の交通に対して多大の影響を与えることは必至です。臨港道路においても、臨港道路管理者としては、このような車両の通行を、交通量の多い昼間に許可する事ができないのは当然といえます。

2、車両の幅が3メートル以上でC条件となる車両

一見、1と比べて他の交通に与える影響が小さいように思えます。しかし、この通行条件の前提となる車両の幅が3メートル以上の意味を理解すれば、1と2が同等であることが理解できます。道路構造令において、車線の幅員は、道路の区分に応じ、原則として2.75m～3.5m(0.25m刻み)とされていますが、特殊な車両が主として通行する一般道路の場合、道路の区分上、大半が3mとなっています。道路構造令の解説と運用によると【車線の幅員は、対向車とのすれ違い、追越しあるいは並走に対して十分な余裕を持つものでなければならない。しかし、極端に広い車線幅員を用いると、2車線道路上では、事実上3車線で走行する事態が生じ、交通事故を招く恐れがあるので、車線の幅員が広すぎることも好ましくない。道路の横断面を構成する要素の内でも、車線の幅員は、走行速度や快適性等に最も大きな影響を与える。車線の必要幅員は、路線の設計速度と交通量に応じて定める事が合理的であると考えられる。】とあります。このように、特殊な車両が主として通行すると考えられる道路の幅員は、道路の区分上3mが標準的となっています。つまり、2の「車両の幅は3m以上」とは「通行時に2車線を占有する」すなわち「2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行する」ことを指しています。このように見てくると、2通行状態は、1の場合と同じであることが分かります。

(10) クレーンの通行許可の実態

クレーン車両の特殊車両通行許可は、60 t ぎりまでのほとんどがC・Dの条件で、通行に際して誘導車を配置することで許可されています。したがって、通行条件が夜間通行となりますので、事前に業者間の打ち合わせが必要となります。また、クレーンの通行許可を申請してから許可されるまで、最低2週間は見込まれるため、ある程度の時間的余裕を持ってクレーン業者に発注することが肝要です。

機 種	条 件	幅	高 さ	重 量
ラフテレーン 25 t	C	2.62m	3.52m	26.3 t
ラフテレーン 60 t	D	3.00m	3.77m	37.8 t
油圧式トラッククレーン 45 t	D	2.78m	3.70m	37.3 t
油圧式トラッククレーン60 t	D	3.00m	3.79m	43.3 t
〃 (台車走行) 80 t	C	3.32m	2.99m	28.6 t

東京港道路地図及び臨港道路通行許可基準

通行の可能性を知るには、道路の基準を細かく記載した臨港道路通行許可基準と路線名等を記載した東京港道路地図があります。これらを組み合わせることで、通行の可否に関する算定をすることができます。

(1) 東京港道路地図に掲載されている対象道路

一般国道(全路線)、主要地方道(全路線)、高速自動車国道(全路線)、都市高速道路、一般都道府県道、市町村道

(2) 対象箇所

交差点、橋梁、水底トンネル